

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 情報提供日  | 平成28年(2016年)3月30日          |
| 問い合わせ先 | 政策部市民相談室(馬場)               |
|        | 918-5000(ダイヤルイン)<br>内線2303 |

報道機関 各位

## 無戸籍者総合支援の新たな取り組みについて ～早期把握・早期支援の具体化 Part2～

市民相談室では、平成26年10月1日から「無戸籍者のための相談窓口」を開設し、無戸籍者への支援に取り組んでいます。

その後、無戸籍者総合支援の新たな施策展開のため、無戸籍者総合支援検討会議を開催(9/28)し、当事者や支援者、有識者などからご意見をいただくとともに、中堅・若手職員からなる無戸籍者総合支援タスクフォースからの中間報告(10/29)を受けて、平成27年11月11日から、妊娠届出書の様式変更やパンフレット・チラシの作成、国民健康保険料の遡及分の減免などの新たな取り組みを始めています。

このたび、無戸籍者総合支援タスクフォースから最終報告があり、当該最終報告を受け、下記のとおり無戸籍者総合支援の新たな取り組みを実施します。

### 記

#### 1 無戸籍者総合支援コーディネーターの設置

無戸籍の問題は、戸籍の問題だけでなく様々な事情を抱えていることが多いです。そのため、無戸籍者への支援は、無戸籍状態に至る背景事情の解決も含めて取り組む必要があります。

また、無戸籍状態にある間は、住民登録がなされないこともあり、本来受けることのできるはずの行政サービスを受けることができていないことも多くあります。

そこで、背景事情の解決支援及び戸籍ができるまでの間の行政サービスの提供支援のため、「無戸籍者総合支援コーディネーター」を設置します。

#### <無戸籍者総合支援コーディネーター>

①所管：市民相談室

②内容：・当事者の置かれた状況の整理

・法的手続への支援

・行政サービス(各種手当、予防接種、就学手続など)のコーディネート

## 2 サポートナンバーカードの交付

明石市との繋がりを形（カード）にすることで、社会的な孤立感を和らげるとともに、カードを市役所内の各窓口で提示することにより、事情を説明する手間を省き、スムーズなサービス提供につなげるため、無戸籍者がマイナンバーを取得するまでの間、希望する無戸籍者にサポートナンバーカードを交付します。

### <サポートナンバーカード>

- ①所 管：市民相談室
- ②対 象：明石市内に居住する無戸籍者で、カードの交付を希望する者。
- ③記載項目：サポートナンバー、氏名、生年月日、性別、住所、写真 など  
※記載項目は、当事者の希望によりケースごとに判断。
- ④様 式：別添参照

## 3 母子健康手帳交付時の妊婦全数面接の実施

昨年 11 月に妊娠届出書の様式を一部改めることにより、妊娠届出時に無戸籍のリスクを把握する取り組みを実施しています。

それに加え、妊娠届出書だけでは把握しきれない母子の状況を把握し、適切かつ早期の支援につなげるため、母子健康手帳の交付申請時に、保健師による妊婦面接を実施します。

また、妊婦全数面接で収集した母子に関する情報は、健康推進課が妊婦リストとして管理し、対応が必要な母子に関しては、関係部署と情報共有をしたうえで、全庁横断的な対応を行います。

### <モデル実施>

- ・実施時期：平成 28 年 4 月から
- ・場 所：保健センター
- ・対 象：保健センターで交付する妊婦及び転入妊婦（約 1,200 人）

### <本格実施>

- ・実施時期：平成 29 年 1 月から
- ・場 所：明石駅前再開発ビル 6 階  
※母子健康手帳の交付場所を再開発ビル内に一元化。
- ・対 象：明石市で交付するすべての妊婦及び転入妊婦（約 2,700 人）